

(1) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

第1項

- 無許可営業（第1号）
- 不正手段による営業許可の取得・更新（第2号）
- 事業範囲の無許可変更（第3号）
- 不正手段による事業範囲の変更許可取得（第4号）
- 事業停止命令違反、支障の除去等の措置命令違反（第5号）
- 委託基準（委託可能な者と契約）違反（第6号）
- 名義貸しの禁止違反（第7号）
- 処理施設無許可設置（第8号）
- 不正手段による処理施設設置許可取得（第9号）
- 処理施設の無許可変更（第10条）
- 不正手段による処理施設の変更許可取得（第11条）
- 無確認輸出（第12号）
- 産業廃棄物処理業の受託禁止違反（第13号）
- 廃棄物の投棄禁止違反（第14号）
- 廃棄物の焼却禁止違反（第15号）
- 指定有害廃棄物の保管・処理禁止違反（第16号）

第2項

- 第1項第12号、第14号及び第15号の未遂行為を行った場合

(2) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

- 委託基準（事業の範囲）違反、再委託禁止違反（第1号）
- 施設改善命令・使用停止命令違反（第2号）
- 施設無許可譲受け、無許可借受け（第3号）
- 無許可輸入（第4号）
- 輸入許可条件違反（第5号）
- 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（第6号）

(3) 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）

- 無確認輸出目的の予備行為

(4) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第27条の2）

- 管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（第1号）
- 運搬業者管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（第2号）
- 管理票回付義務違反（第3号）
- 処分業者管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（第4号）
- 管理票等の保存義務違反（第5号）
- 虚偽管理票交付（第6号）
- 管理票未交付による産業廃棄物の引渡し（第7号）
- 虚偽管理票写しの送付、虚偽報告（第8号）
- 電子管理票虚偽登録（第9号）
- 電子管理票報告義務違反、虚偽報告（第10号）
- 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号）

(5) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）

- 土地形質変更に係る命令違反（第2号）

(6) 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）

- 欠格要件該当届出義務違反、非常災害時施設に係る届出義務違反、事業場外保管届出義務違反（第1号）
- 施設使用前検査受検義務違反（第2号）
- 非常災害時施設に係る命令違反（第3号）
- 処理困難時の通知義務違反、虚偽通知（第4号）
- 処理困難時の通知写し保存義務違反（第5号）
- 土地形質変更届出義務違反、虚偽届出（第6号）
- 事故時応急措置命令違反（第7号）

(7) 30万円以下の罰金（法第30条）

- 帳簿備付け・記載・保存義務違反、虚偽記載（第1号）
- 業廃止・変更届出、施設廃止・変更等届出、最終処分場埋立終了届出、施設相続届出義務違反、虚偽届出（第2号）
- 定期施設検査拒否、妨害、忌避（第3号）
- 施設の維持管理事項記録・備付け義務違反、虚偽記録（第4号）
- 廃棄物処理責任者・管理責任者設置義務違反（第5号）
- 有害使用済機器の保管または処分の業の届出義務違反、虚偽報告（第6号）
- 報告拒否、虚偽報告（第7号）
- 立入検査・収去拒否、妨害、忌避（第8号）
- 技術管理者設置義務違反（第9号）

(8) 両罰規定（法第32条）（行為者及び雇用主である法人等の双方を罰する規定）

第1項

- 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為（第1号） 3億円以下の罰金
- 第25条第1項（前号の場合を除く。）、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条又は第30条に該当する行為（第2号） 各本条の罰金

第2項

- 両罰の時効の期間は、第25条の罪についての時効の期間による

(9) 20万円以下の過料（法第33条）

- 非常災害時事業場外保管届出義務違反、区域指定前の変更及び非常災害時の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出（第1号）
- 多量排出事業者減量計画提出義務違反、虚偽記載（第2号）
- 多量排出事業者減量計画の実施状況報告義務違反、虚偽報告（第3号）

(10) 10万円以下の過料（法第34条）

- 未登録者の登録廃棄物再生事業者の名称使用

※法第28条第1号及び第31条は、情報処理センター等に対する罰則であるため、省略した。